

ごみはルールを守って適正な処理を！

不法投棄・屋外焼却は法律で禁止されています

山林や道路脇、空き地などへの不法投棄が絶えません。ごく一部の不心得な人の行為が、美観を害し、環境を悪化させ、自然破壊を招きます。「自分だけなら」という気持ちをなくし、ごみはルールに従って適正に処理し、きれいな自然やまちを守っていきましょう。



不法投棄は犯罪です

家庭ごみなどの不法投棄は周辺環境の悪化や近隣への迷惑となります。家庭で出たごみは、各地区で定められた場所や指定された日に出しましょう。

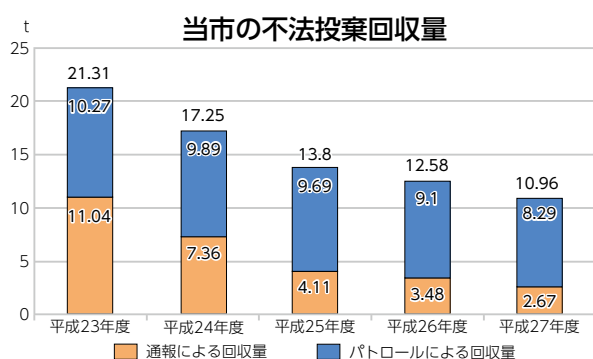
他人の土地や道路、河川に捨てた場合は、懲役刑や罰金が科される場合があります。市では不法投棄の予防策として、不法投棄されやすい場所を中心に、定期的にパトロールを実施しています。

不法投棄をされないように、普段から草刈りや囲いをするなどして土地の管理を行いましょう。



10 トン以上のごみがまちを汚しています

市内の不法投棄は、年々減少傾向にあります。毎年10 トン以上のごみが不法投棄され、回収されています。



ごみの処分方法

家庭ごみ（燃えるごみ、資源ごみ、粗大ごみ）

地区で決められた収集日に、出しましょう。収集日は、市公式ウェブサイトや「5374(ゴミナシ)」アプリなどで確認できます。

アプリのダウンロードはこちら▶



不要な家電などの処分に

「無許可」の回収業者を利用しない

不要な家電や家庭ごみなどを収集するには、市の一般廃棄物業許可や委託が必要です。無許可の回収業者に引き渡しをすると、不法投棄、不適切な処理など正しい処理がされない恐れがあるため利用しないでください。



不要な家電などの回収を依頼するときは、市の一般廃棄物処理業の許可業者か確認しましょう！ 依頼する業者が許可業者か分からない場合は、生活環境課へお問い合わせください。

屋外焼却は原則禁止！

毎年、煙や臭いなど屋外での焼却に関する苦情が多く寄せられています。これからの季節は、切り落とした枝や草の刈りかす、落葉などの処分のために焼却を行う例が多く見られます。屋外焼却は原則禁止されています。ブロックなどで囲っての焼却やドラム缶を使用しての焼却も認められていません。

屋外焼却は、周辺に住んでいる方の健康を害したり、洗濯物を汚したりするため、絶対にやめましょう。

家電製品（テレビ、エアコン、洗濯機など）

買い換えの場合／家電を新たに購入する業者に引き取りを依頼しましょう。

処分のみの場合／家電販売店に引き取りを依頼（別途リサイクル料金、収集運搬料金が必要）するか、郵便局で事前にリサイクル券を購入し、近隣の指定引取場所へ直接搬入しましょう。

※近隣指定引取場所▶セキトラシステム(株)
(長泉町納米里 515-1 ☎ 988-6868)